

平塚市中央図書館窓口等業務委託プロポーザル審査要領

(目的)

第1 この要領は、「平塚市中央図書館窓口等業務委託」における契約候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

(審査の方法)

第2 提案書選定及び提案者の特定に係る審査方法は以下のとおりとする。

(1) 審査委員

審査委員は、「平塚市中央図書館窓口等業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」の定めるところによる。

(2) 選考に関する審査

ア 提出書類及びプレゼンテーション（提案説明）による審査をプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行い、契約候補者を選定する。

イ 審査項目及び配点は、「平塚市中央図書館窓口等業務委託プロポーザルの審査項目及び評価内容」のとおりとする。

ウ 審査委員一人につき各項目における評価点の合計点は200点とする。

(3) 契約候補者の決定方法

各審査委員の「プロポーザル審査表」における採点の合計を各提案の点数とし、各審査委員の採点の合計点が高い者を優位として順位を決定する。

(4) 複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。

再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、「業務従事者に対する処遇・研修」及び「人員体制等」の点数の合計により順位を決定する。

「業務従事者に対する処遇・研修」及び「人員体制等」の点数においても同得点であった場合は、各審査委員の協議によって順位を決定する。

(5) 最低基準

各審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない参加者は選定の対象としない。

(6) 参加者が1者の場合又ははない場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該参加者を契約候補者とする。最低基準点に満たない場合又は参加者がいない場合に、事業を実施する場合は、再度公募を実施する。

(その他)

第3 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和4年9月21日から施行する。